平成21年度 第3回食品安全対策協議会

平成22年2月10日 13:30~15:30 岐阜県図書館 研修室1、2

く議題>より良いリスクコミュニケーションのありかた(テーマ:輸入食品)

本日のプレゼンテーションの内容

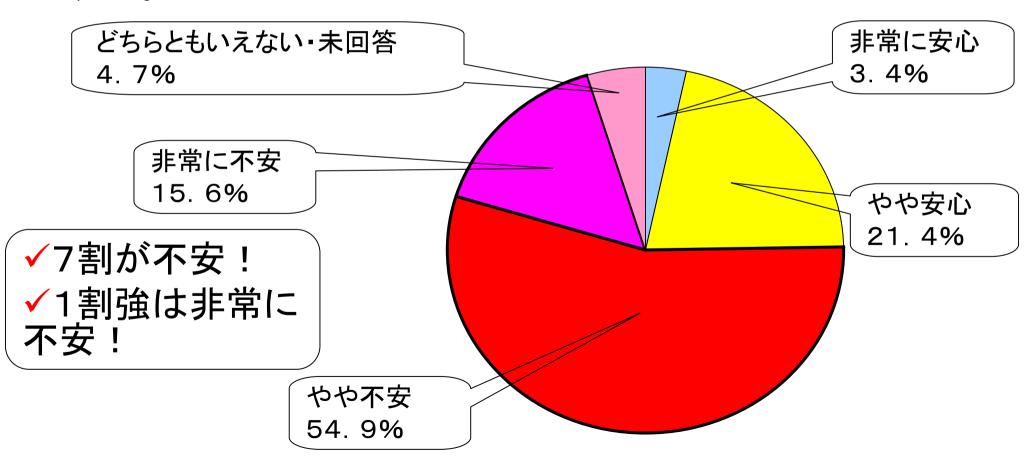
- 1. 県民アンケートの結果
- 2. 輸入食品の実態
- 3. 岐阜県の輸入食品の検査状況
- 4. 岐阜県のリスクコミュニケーション(輸入食品)の実態
- 5. リスクコミュニケーションの課題
- 6. 意見交換の論点整理

本日のプレゼンテーションの内容

- 1. 県民アンケートの結果
- 2. 輸入食品の実態
- 3. 岐阜県の輸入食品の検査状況
- 4. 岐阜県のリスクコミュニケーション(輸入食品)の実態
- 5. リスクコミュニケーションの課題
- 6. 意見交換の論点整理

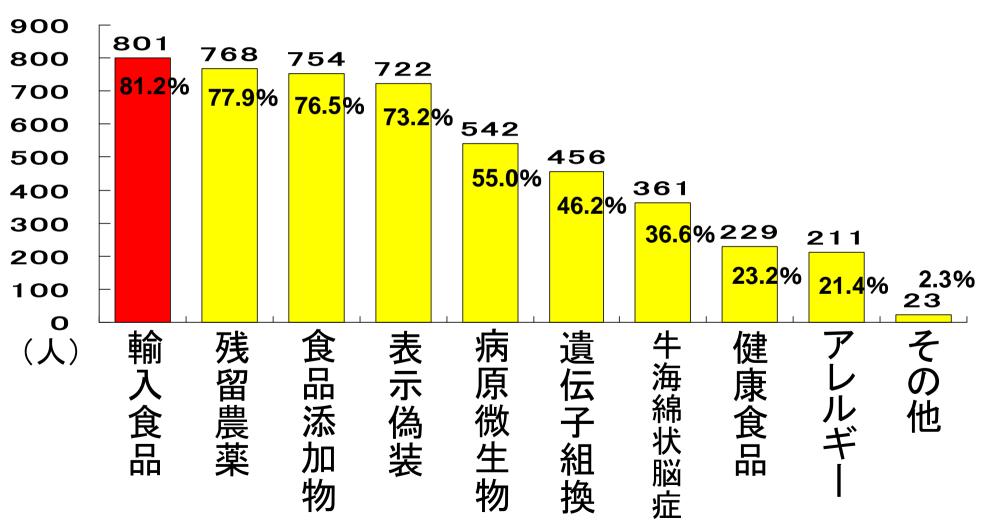
岐阜県政モニター、食品表示ウォッチャー、食品安全対策モニター、消費者サポーター(計986名)に対するアンケート結果 (平成21年7月)(1)

Q あなたは、現在、食品の安全性についてどのように感じますか。



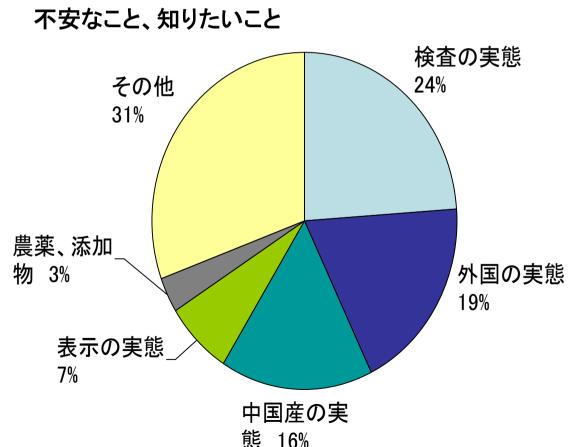
県民アンケートの結果(2)

Q 食品の安全性について、あなたが不安に感じることは 何ですか。あてはまるものを<u>すべて</u>あげてください。



県民アンケートの結果(3)

Q 輸入食品について知りたいことや不安に感じていること などがありましたら、ご記入ください。



【主な意見】

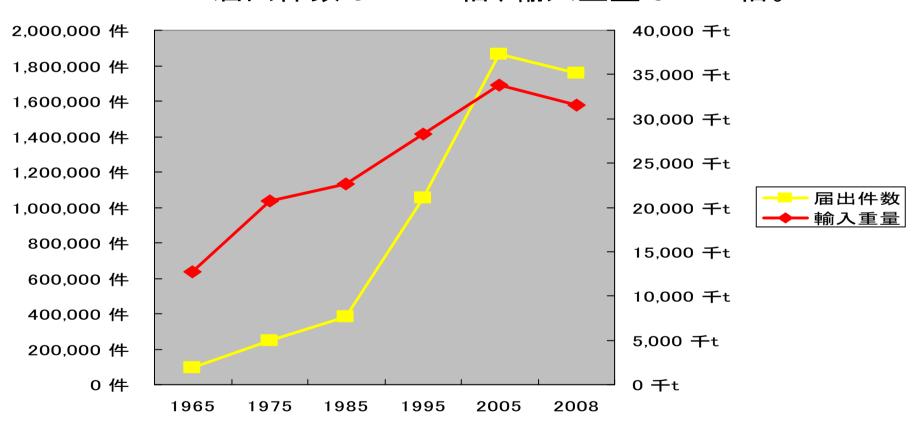
- •検査体制、方法、内容。
- ・外国の生産現場、基準、遵守状況、日本との違い。
- •中国産品は不安だ。
- ・表示が信用できない。
- ^{外国の実態}・農薬、添加物が不安だ。
 - ・防腐剤、ポストハーベスト農薬、遺伝子組換、BSE等が不安だ。

本日のプレゼンテーションの内容

- 1. 県民アンケートの結果
- 2. 輸入食品の実態
- 3. 岐阜県の輸入食品の検査状況
- 4. 岐阜県のリスクコミュニケーション(輸入食品)の実態
- 5. リスクコミュニケーションの課題
- 6. 意見交換の論点整理

年別輸入・届出件数の推移

届出件数、輸入重量も増加傾向にある。 1965→2008 届出件数は18.5倍、輸入重量は2.5倍。

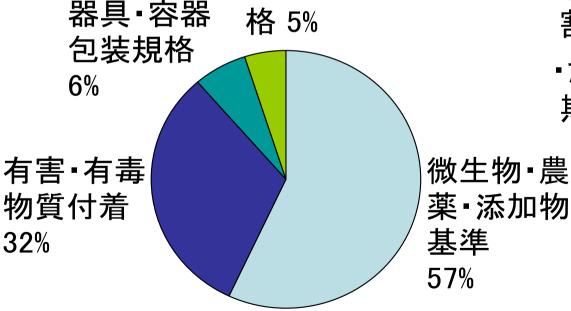


厚生労働省「平成20年度輸入食品監視統計」データよりグラフを作成

輸入食品届出•検查•違反状況(21年4月~9月 速報値)

届出90万件中、11万件(12%)を検査し、660件(届出件数の0.07%、検査件数の0.6%)の食品衛生法違反があった。

違反の内訳



おもちゃ規

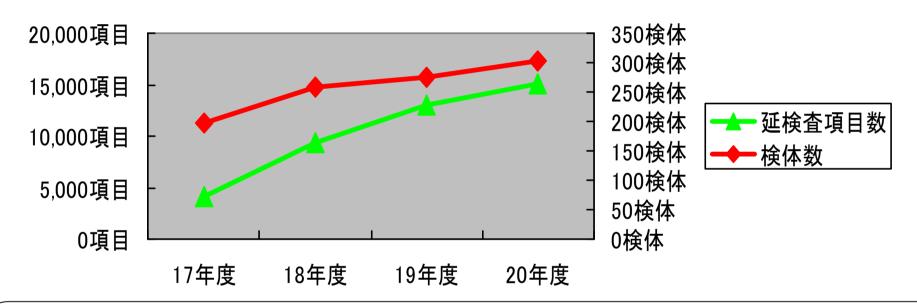
- ・違反件数は前年同期比で3 割増加した。
- ただし、違反割合は前年同期とほぼ同じ。

本日のプレゼンテーションの内容

- 1. 県民アンケートの結果
- 2. 輸入食品の実態
- 3. 岐阜県の輸入食品の検査状況
- 4. 岐阜県のリスクコミュニケーション(輸入食品)の実態
- 5. リスクコミュニケーションの課題
- 6. 意見交換の論点整理

県による輸入食品の収去検査の実施状況

検体数、検査項目数を増加し、検査を強化している。 17→20 検体数は1.5倍、延検査項目数は3.6倍。

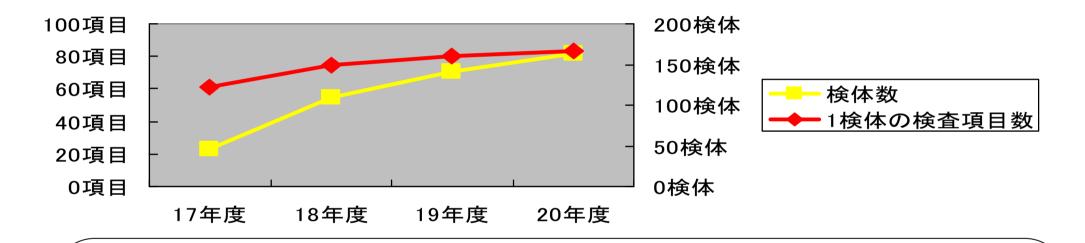


- ✓17~20年度の県の検査で見つかった違反はゼロ!
- ✓このほかに、中国での混入事件を受けて、21年度、輸入加工食品20検体のメラミン検査を追加実施し、基準違反はゼロ!(1件当たり経費約3万円)

県による輸入食品の残留農薬検査の実施状況

検体数、検査項目数を増加し、検査を強化している。 17→20 検体数は3.6倍、1検体の検査項目数は1.4倍。

前頁の 内数



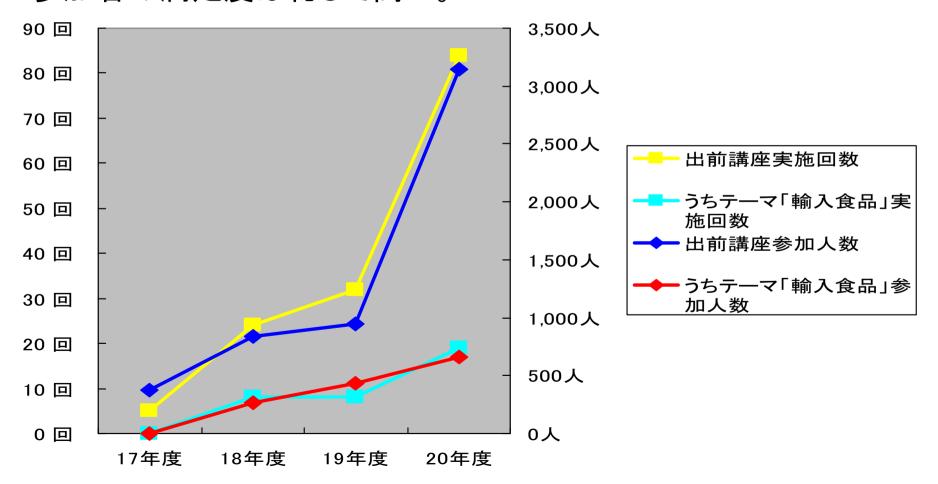
- ✓ 高精度検査機器を導入し、21年度の検査項目数は190項目となる予定。
- ✓このほかに、中国産冷凍餃子事件を受けて、20年度から、 輸入加工食品50検体(1検体あたり29項目)の残留農薬検 査を追加実施し、基準違反はゼロ!(1件当たり約6万円)

本日のプレゼンテーションの内容

- 1. 県民アンケートの結果
- 2. 輸入食品の実態
- 3. 岐阜県の輸入食品の検査状況
- 4. 岐阜県のリスクコミュニケーション(輸入食品)の実態
- 5. リスクコミュニケーションの課題
- 6. 意見交換の論点整理

出前講座の実施状況

実施回数、参加人数とも増加傾向にある。 20年度、テーマ「輸入食品」で19回実施、662人が参加。 参加者の満足度は総じて高い。

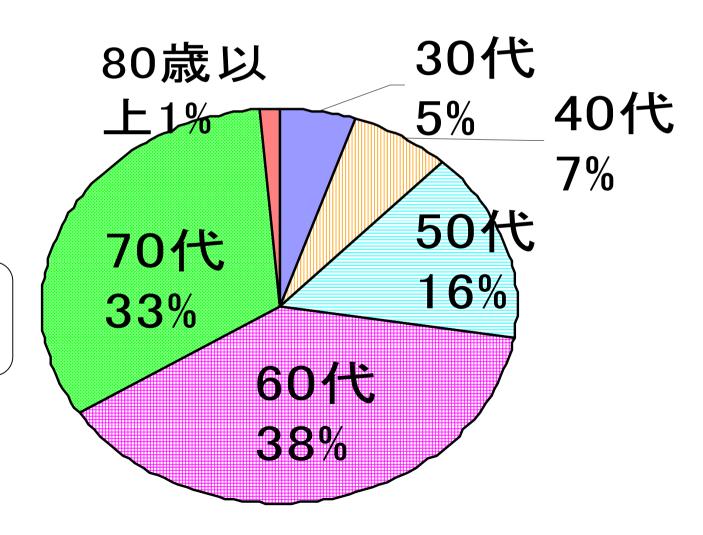


輸入食品の安全性に関する意見交換会の結果(1)

今年度、初めて、テーマを「輸入食品」として5回実施、80人が参加。 (アンケート回答者数76人)

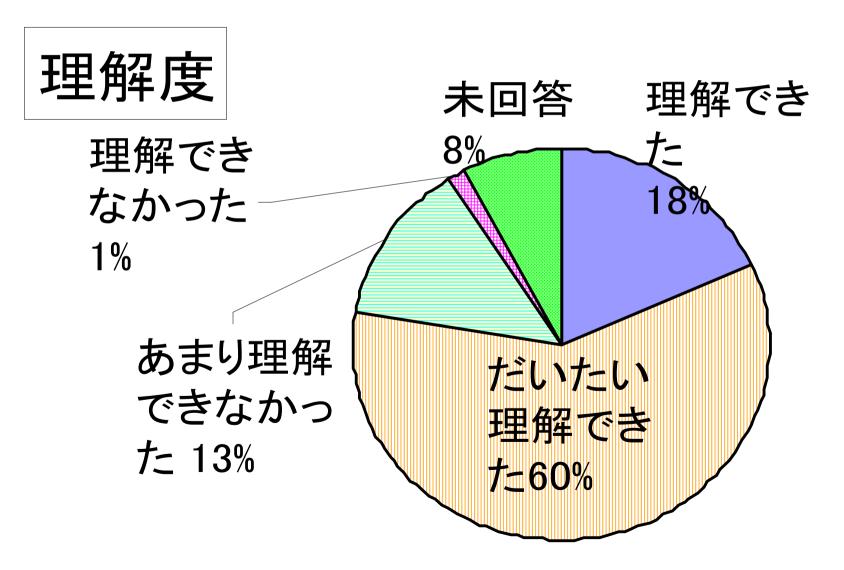


女性 78% 男性 22%



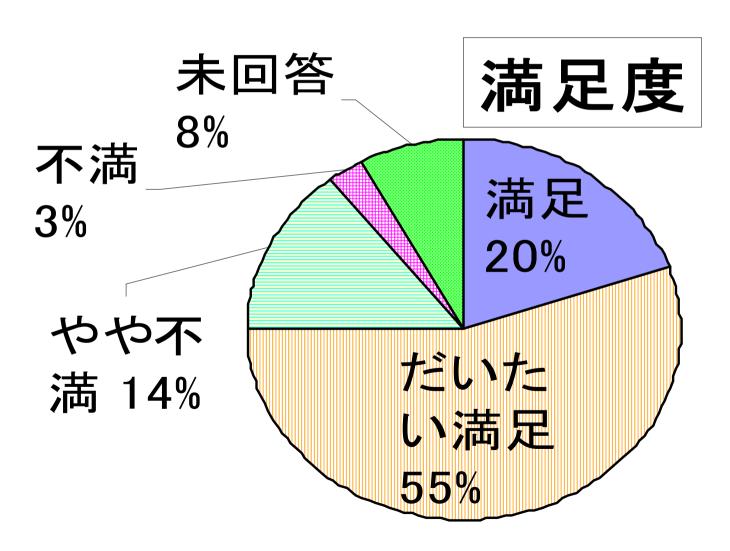
輸入食品の安全性に関する意見交換会の結果(2)

「理解できた」78%



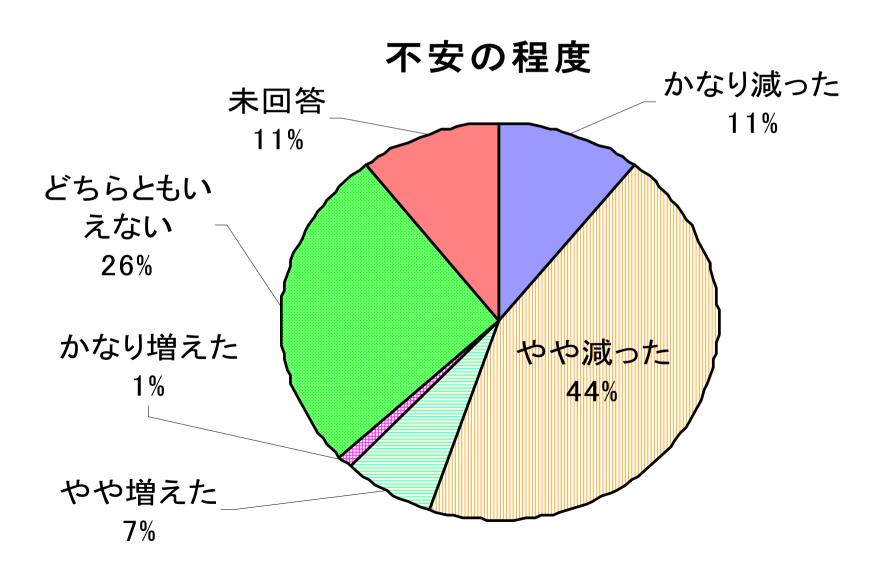
輸入食品の安全性に関する意見交換会の結果(3)

「満足」75%



輸入食品の安全性に関する意見交換会の結果(4)

「輸入食品に対する不安が減った」55%



輸入食品の安全性に関する意見交換会の結果(5)

自由記述(抜粋 批判的内容を中心として)

一方的な説明で、はっきり言って「ねむくなる」。
広範囲であり、内容が多く少し説明が早かったです。
答えが出ていない(質問しても)
「安全」、「安全」の話にもっていく感覚が分からない。市民の不安感はもっと真剣なものです。化学物質過敏症の人のことなど研究してほしい。
検査結果が低いとは言っても、ほんの一部の検査(全数検査ではない)の結果なので安心は出来ないと思う。
全体に「安全面はしっかり調査してあるから大丈夫」という感じ。「統計的に」というと、まるめこめる?「中国からの輸入品のうち基準にひっかかるのはわずかである」が強調されすぎ。
聞くばかりでなく、意見が言えたので良かった。
グループによる討議もすると、もっと意見が出ると思います。

輸入食品の安全性に関する意見交換会の結果(5)

自由記述(抜粋 批判的内容を中心として)

その他

県内で、無農薬でがんばっている農家の方たちの実践・例など、もっと前向きな指針に向けた県のとりくみを願いたい。

輸入食品が安全だと理解しましたが、輸入された肉の値段が格安なので、不安になりますが平等に安全なのでしょうか。道の駅が増えていますが、本当に安心できる野菜なのでしょうか。

人が毎日摂取しても体には害がないことは分かりましたが、個人的にはギョウザ事件が有りましたので、まだまだ不安が残ります。

豆腐に組換えは使用しておりませんと記入してありますが、組換えは悪いのか?どうしていけないのか、私には分かりません。クローン牛が生まれたと伺ったけれど、そのクローン牛の肉は食べられるのかどうか案じております。

県の計画には1~32のアクションがあり、そのためにたくさんのお金(県の予算や人員)が使われているだろうに、その実感が全くありません。国や県でそのために活動しておられるだろう。実感はありません。

本日のプレゼンテーションの内容

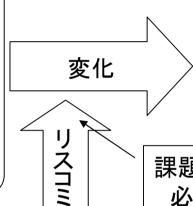
- 1. 県民アンケートの結果
- 2. 輸入食品の実態
- 3. 岐阜県の輸入食品の検査状況
- 4. 岐阜県のリスクコミュニケーション(輸入食品)の実態
- 5. リスクコミュニケーションの課題
- 6. 意見交換の論点整理

リスクコミュニケーション(輸入食品)

の構造と課題

不安だ。

- •検査体制、方法、内容
- ・外国の生産現場、基準、遵守状況、日本との違い
- ・食品表示、農薬、添加物、防腐剤、 ポストハーベスト農薬、遺伝子組 換、BSE 等



現状がわかって、安心だ(より不安 だ)→行動へ

輸入食品のリスクを、正しく理解した うえで、各個人なりの選択をすること ができる。

課題3(方法の問題) 必要な実施方法とは。

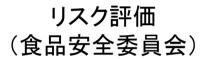
- ・リスクという概念の説明(ゼロリスクの食品はない。)
- ・残留農薬等基準設定(ADI,安全係数、代謝・排 泄)の説明。(基準を多少超えたものを多少食べて ▼ もただちに健康に影響はない。)
- ・検疫所の検査内容、違反状況の説明(違反率は 0.1%程度。)
- ・諸外国の規制制度・実態等、遺伝子組換え、BSE 等の説明

課題1(目的の問題) 県が行うリスコミの目的は何か。

課題2(中身の問題) 十分な情報となっているか。

課題1 目的の問題 県が行うリスコミの目的は何か。

- ・さまざまな情報提供による不安の軽減。
- ・国のリスコミ(意見募集等)への参加を促し、国レベルのリスコミを活性化。



リスク管理 (厚生労働省等)



意見募集等で意見を述べる

一般市民

情報提供



実際に、国の意思決定過程に参加が できなければ、国レベルでリスクコミュ ニケーションは機能していないことに なる。

県は、一般市民に十分な情報提供を 行うことにより、不安の軽減だけでなく、 国のリスコミへの積極的な参加を促す べき。

課題2 中身の問題 十分な情報となっているか。(1)

県の情報提供の骨子

- ①検疫所は添加物、残留農薬、遺伝子組換え等の抽出検査を行っており、違反率は低い(0.1%未満)。県の収去検査でも違反はない。
- ②違反食品を多少食べても、 基準が十分な安全率 (1/100以上)を見込んでい るので、健康影響はまずな いと思われる。
- ③だから、安心です。



規制制度、基準設定の考え方、違反状況等に関する情報提供は、不安の軽減に一定の効果がある。

意見交換会アンケート結果 「輸入食品に対する不安が 減った」 55%

課題2 中身の問題 十分な情報となっているか。(2)

問題点:情報提供の不足。(万が一の対策、国の決定への参加、自給率向上)

①「最新の科学でも予見しえなかった健康被害が万が一発生したらどうなるのか」に関する情報



食品安全基本法に基づく国の緊急時対応指針等に関する情報提供が必要。

②「人為的ミスや機械の誤作動などにより健康被害が発生したらどうなるのか」に関する情報



食品衛生法、製造物責任法(PL法)(輸入者が責任を負う。)に関する情報提供が必要。

③万が一の場合、実際に被害を受けることになる一般市民がリスク評価・管理に関する意思決定に参加するための情報



国が行うリスク評価・管理に関する意見 募集、意見交換会に関する情報提供が 必要。



一般市民が国に意見提出できるよう、現状認識、科学的知識が必要。

④「(なぜ)輸入食品が必要なのか」に 関する情報



自給率向上のための取組などに関するさらなる情報提供が必要。

課題2 中身の問題 十分な情報となっているか。(3)

対応案

科学的知識・課題を学び、 国のリスク評価・管理に意 見を言える力を身に付ける 内容 •科学的な知識を身に付けられるよう、科学者と 一般市民をつなぐ。

(例:リスク評価(案)を解説 等)

シンポジウム(意見交換会)

の高まり) ちい(意識してい)

出前講座、意見交換会、工場見学

制度、仕組み、現状を学び、理解を深める内容

•緊急時の対応、製造物責任法、自給率向上に関する情報、国のリスク評価・管理の仕組みも説明に加え、より多くの一般市民の安心感の向上を目指す。

課題3 方法の問題 必要な実施方法とは。

問題点:より双方向性を高める。産学官連携の推進(前回の協議会)。

意見交換会等のアンケート意見において、活発な意見交換に対する評価が多く見られた。

産学官の連携を推進していく必要がある。

対応案

【出前講座、意見交換会】

- ・より双方向的なスタイルにしていく。
 - 質疑応答の時間を長くする。

【シンポジウム】

- •より双方向的なスタイルにしていく。
 - 質疑応答の時間を長くする。
- ・限られた経費の中であるが、産学官連携を模索する。
 - ・打ち解けた雰囲気で、科学者等 と一般市民が対話し、理解を深 めていく。

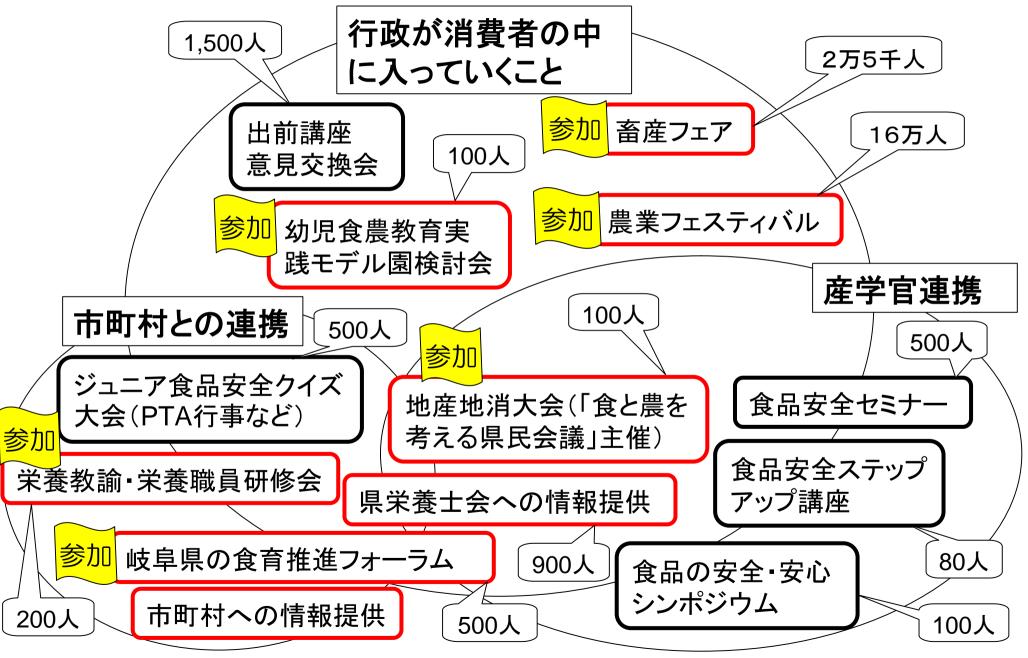
本日のプレゼンテーションの内容

- 1. 県民アンケートの結果
- 2. 輸入食品の実態
- 3. 岐阜県の輸入食品の検査状況
- 4. 岐阜県のリスクコミュニケーション(輸入食品)の実態
- 5. リスクコミュニケーションの課題
- 6. 意見交換の論点整理

意見交換の論点

- ●県が行うリスクコミュニケーションの目的について
- (輸入食品に関する)リスクコミュニケーションにお ける情報提供の内容について
- (輸入食品に関する)リスクコミュニケーションの 実施方法について
- ●その他、リスクコミュニケーションに関すること

今後のリスクコミュニケーションの取組(案)



参考

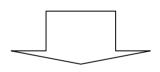
意見交換会資料 抜粋

輸入食品を取り締まるしくみ

輸入食品取締りの3段階

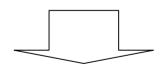
- ✓情報提供(日本の規制制度等)
- ✓二国間協議(再発防止策等)
- ✓現地調査(衛生対策の確認)
- **✓**研修、技術協力(残留農薬試験技術等)

輸出国に対する取り組み



国の仕事

輸入時の取り締まり



- ✓輸入前の指導
- ✓輸入食品監視指導計画に基
- づく検疫所での検査

国内流通後の検査

県等の仕事

✓岐阜県食品衛生監視指導計画に基づく検査

輸入時の取り締まり

検疫所での輸入事前相談

✓食品添加物、残留農薬等の規制の説明、相談

検疫所での届出書類審査

- 検疫所での抜き取り 検査

国内に流通

県などによる抜き取り検査

- ✓ <u>すべての輸入食品</u>に ついて実施
- ✓ 日本の基準に違反しないことを確認
- ✓約1割について実施
- ✓統計学に基づく件数を 検査
- ✓違反状況により検査を 強化

検疫所での届出書類審査(1)

Q1 だれが審査しているの?

✓国家公務員である「食品衛生監視員」が行っています。 検疫所は厚生労働省の一部門です。

Q2 食品衛生監視員にはどんな人がなっているの?

- ▼食品衛生監視員の資格は、次のいずれかに該当することです。
- ◆養成施設修了者
- ◆医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
- ◆大学等の医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は 農芸化学課程を修了し卒業した者
- ◆栄養士で2年以上食品衛生行政事務従事者

検疫所での届出書類審査(2)

Q3 どんな審査をしているの?

- ✓届出事項
- ◆輸入者の氏名、住所

届出事項に基づき食品衛生法違反がないか確認しています。

- ◆食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
- ◆使用されている添加物の品名
- ◆加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ◆遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
- ◆添加物製剤の成分
- ◆器具、容器包装又はおもちゃ<u>の材質</u>
- ◆貨物の事故の有無等

食肉、ふぐ等。輸出 国政府が発行 厚労省登録検査 機関での自主検 査の結果

必要に応じて、原材料表、製造工程表、衛生証明書、検査成績書等の書類を添付

検疫所での抜き取り検査

- ✓20年度実績なし
 - 輸入禁止措置
 - 検査命令

- ✓延べ17万5千件実施 (20年度)
- ✓ 違反の可能性が高いも のについて、輸入の都度、 輸入者に検査を命令
- ✓検査に合格しなければ 輸入が認められない

- モニタリング検査強化
 - モニタリング検査等

- ✓延べ8万4千件実施(20年度)
- ✓食品の分類ごとに輸入量、違反率等を勘案した 統計学に基づく計画的な 無作為抽出検査

モニタリング検査

- ◆ 違反状況を監視し、必要に応じ検査命令等の対策をとる ための検査。
- ◆国が費用負担。
- ◆検査結果を待たずに輸入可能。

検査数の設定の考え方

- 1 食品を輸入実績等に基づき157グループに分類。
- 2 グループごとに7種類の検査(残留農薬、添加物、カビ毒、遺伝子組換え等)を実施。
- 3 検査数は、国際的に認められている「95%の信頼度で違反率1%以下の違反を検出可能な検査数」である2 99をもとに、過去の違反率等により調整。

食品表示の規制

✓輸入食品も国産 食品と全く同じ規制 を受けます。

食品衛生法

食べ物を原因とする健康 上の危害(食中毒など)の防止

健康増進法

- ・健康や体力の維持に 役立てる。
- ・健康保持や増進の効果などについて虚偽 誇大の広告の禁止

食品表示

計量法

JAS法

・品質に関する正しい

•消費者の商品選択

のための情報提供

内容量等の表示

表示

薬事法

医薬品的な効能効果の表示を禁止

景品表示法

虚偽、誇大の表示の禁止

輸入食品の表示に関するしくみ

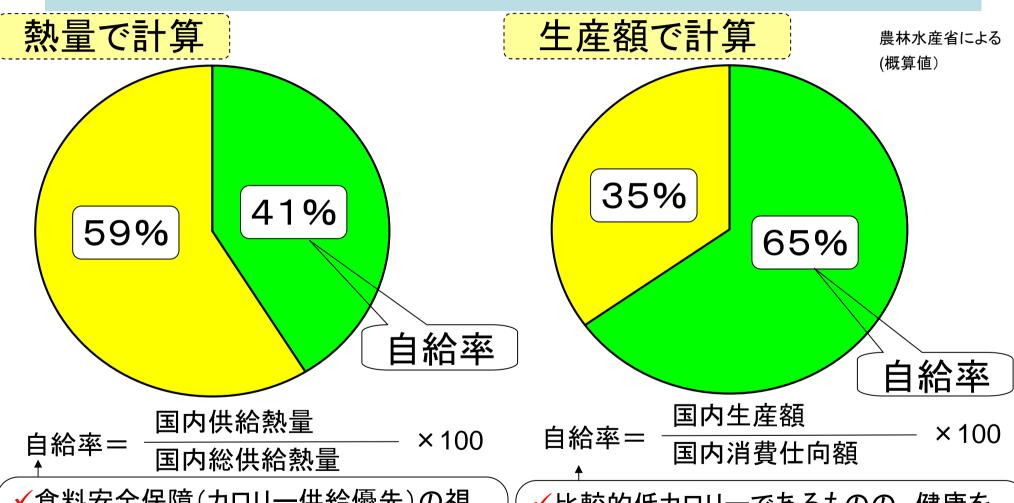
輸入食品の表示の責任者は、 輸入業者!

- ✓日本の表示基準に合うよう、輸入業者が責任をもって記載することとされています。
- ✓外国の基準で書かれた表示の 直訳では不十分。



国内流通後、県等が抜き取り検査を実施

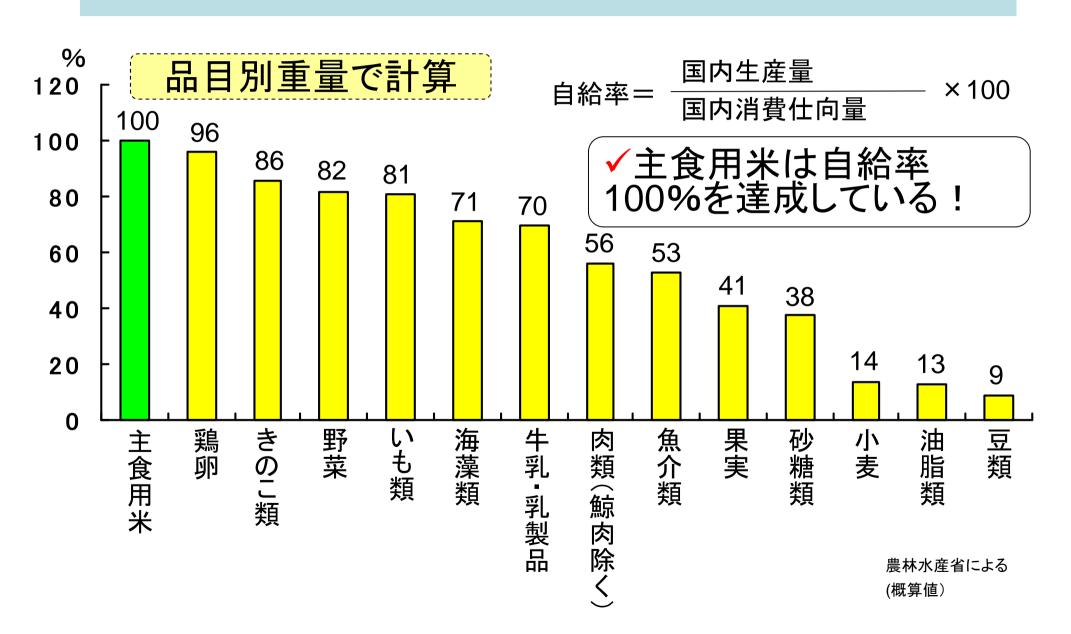
日本の食料自給率(20年度)(1)



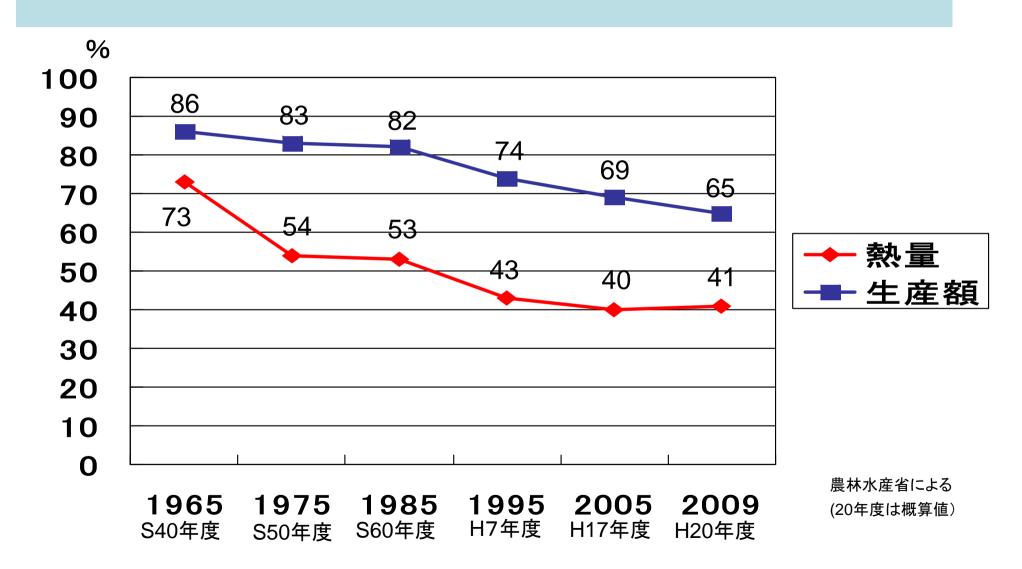
✓比較的低カロリーであるものの、健康を維持、増進する上で重要な役割を果たす野菜やくだものなどの生産等がより的確に反映されるという特徴がある。 ✓食料安全保障(カロリー供給優先)の視点での指標(H27年度国目標45%)

✓畜産物には、それぞれの飼料自給率を かけて計算

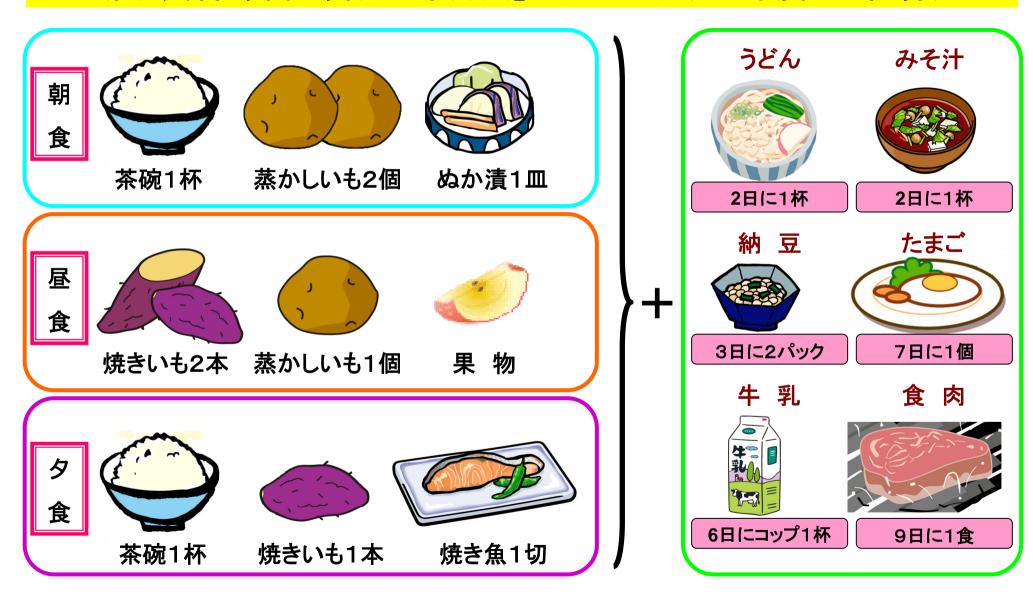
日本の食料自給率(20年度)(2)



日本の食料自給率の推移



国内農業生産だけで昭和20年代後半の水準の供給が可能!(国「食料・農業・農村基本計画」における平成27年度での試算)



(1人1日当たり2,020kcalとして)

「量の安全」が確保されて、「質の安全」が議論できる

世界で毎日2万4,000人が餓死。5秒に1人の割合で子どもが餓死。

• 日本は、年間1,900万トン(世界の食糧援助量の約3倍!)の食料を廃棄

世界各地で砂漠化、水不足等、農産物の生産条件が悪化